

第百六十七号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報
 個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報
 個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利
 用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。
 別表第一中十の項から十四の項までを十一の項から十五の項までとし、九の項の次に次のように加える。

十 知事	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務 であつて規則で定めるもの
---------	---

別表第二中四の項から八の項までを五の項から九の項までとし、三の項の次に次のように加える。

四 知事	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に 関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報及び住民票関係情報
---------	---	------------------

附 則

第百六十七号議案
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
 づく個人番号の利用並びに特定個人情報
 改正する条例

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項に基づき個人番号を利用することができる事務等を追加する必要がある。